

生活福祉調整課

令和6年度港区住民税非課税世帯等生活支援給付金事業の実施について

区は、国の「物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金（以下「重点支援地方交付金」といいます。）」が新たに増額されたことを踏まえ、港区住民税非課税世帯等生活支援給付金（以下「生活支援給付金」といいます。）を支給します。

1 事業概要

(1) 令和6年度住民税非課税世帯及び均等割のみ課税世帯への支給

ア 給付対象

基準日（令和6年12月13日）において世帯全員の令和6年度分の住民税均等割が非課税である世帯又は均等割のみ課税となる世帯

イ 給付額

1世帯当たり3万円

ウ 対象世帯数(想定)

38,206世帯

(2) 18歳以下の子どもに対する追加支給

ア 給付対象

上記(1)の給付対象世帯のうち18歳以下の世帯員を含む世帯

イ 給付額

18歳以下の世帯員1人当たり2万円

ウ 対象者数(想定)

5,386人

(3) 事業規模

1,409,529千円

(4) 特定財源

地方創生臨時交付金（事業費及び事務費の一部）

2 給付方法

令和5年度及び令和6年度に実施した生活支援給付金の受給世帯に対しては、区から支給通知書を送付し、振込口座の変更若しくは辞退がなければ生活支援給付金を受給した口座に振り込みます。

それ以外の給付対象世帯については、区から確認書を送付し、郵送又はオンラインで申請のあった者に対して生活支援給付金を指定口座に振り込みます。世帯内に18歳以下の世帯員を含む場合は、給付額を加算した支給通知書及び確認書を送付します。

3 今後のスケジュール（予定）

令和7年1月下旬	区ホームページで周知開始
2月1日	広報みなとで周知
2月下旬	支給通知書及び確認書の送付
3月中旬	給付金の振込開始
5月31日	確認書の受付期限
7月中旬	給付金の支給期間終了